

一般助成金の概要について

一般助成については、公益目的事業 2 に充てられた資産及び掛金収入のうちの一定割合を原資に事業を実施していますが、一般助成の収支のバランスを考慮して、以下のとおりとしております。

一般助成金区分基準

掛金収納額区分	会員加入率区分	一般助成金額
1. 8 億円以上	—	1, 500万円
1. 65 億円以上	—	1, 400万円
1. 5 億円以上	—	1, 300万円
1. 35 億円以上	95%以上	1, 200万円
1. 2 億円以上	90%以上	1, 100万円
1. 1 億円以上	85%以上	1, 000万円
1. 0 億円以上	80%以上	900万円
0. 85 億円以上	75%以上	800万円
0. 7 億円以上	70%以上	700万円
—	65%以上	600万円
0. 6 億円以上	60%以上	500万円
—	55%以上	450万円
0. 5 億円以上	50%以上	400万円
—	45%以上	350万円
0. 4 億円以上	40%以上	300万円
0. 35 億円以上	35%以上	200万円
0. 3 億円以上	30%以上	100万円
0. 15 億円以上	—	50万円
0. 08 億円以上	—	30万円

- ・いずれか有利な区分の一般助成金額を適用します。
- ・掛金収納額は交付申請する年の前年の1月～12月の収納額を集計した額とします。
- ・会員加入率は交付申請する年の前年の12月末日現在のものとします。
- ・以下の要件を満たす場合には、本表により決定される一般助成金額に追加して下記の金額を加算します。

①協会の会員加入率が80%を超える協会 … 250万円

交付の申請を行う年の前年が加算対象ではなく新たに加算を受ける協会は、令和元年12月末日の会員加入者数を上回る場合に限定することとします。また、上記加算を受ける協会で、令和元年12月末日の会員加入者数及び会員掛金収納額を基準として、いずれも10%下回る毎に50万円を減額することとします。

さらに、会員加入率85%以上の3ランクの一般助成金金額の増額を他のランクと同様に100万円刻みとします。

なお、令和4年12月末日を基準として、当年12月末日現在の会員加入率が30%に満たない協会に対する加算額は会員加入率が5%以上増加した場合50万円、10%増加する毎に150万円(ただし、5%以上加算額の交付分を控除)とします。

②毎年1月～12月の掛金収納額(内訳は会員2:1会員外)に会員の占める割合が、当年の全国平均を下回る協会については、一般助成金額と標準額(※1)との合計額の1/2を調整一般助成金(※2)として、一般助成金額を超えない範囲で令和8年6月分から支払います。

※1 標準額は「会員の掛金収納額×10%×1.5倍」により算出し、1万円以下は切り上げます。

※2 調整一般助成金は令和7年度から9年度までの当面の間10万円以下は切り上げます。

※3 建協支援賛助金の出捐企業から要望があれば、その1/2を指定する協会の一般助成金と併せて支払います。

※4 地域を統轄する地区協会等の組織が協会の団体会員(正会員)となっている場合には、当該組織の掛金収納額を会員の掛金収納額に加えて標準額を算定します。

- ③令和4年10月から加入促進戦略を全国展開したことを踏まえ、令和5年度から令和8年度までの当面の間、当年の12月末日現在の当該協会の会員加入数が令和4年12月末日現在の会員加入数を上回り、かつ、当該協会の会員の新規契約数（令和4年10月1日以降の当該協会の会員の新規契約数）に当該協会の会員の保険金区分の増額実増数（令和4年10月1日以降の当該協会の会員の保険金区分増額件数から同減額件数を差し引いた数）を加えた数を令和4年12月末日現在の当該協会の会員数で除して得た当年12月末日の数値(A)が10%に達した場合に50万円、さらに10%増加する毎に50万円を一時金として支払います。

【上記算式】

$$\left(R4年10月1日以降の新規契約数(会員) + 同日以降の保険金区分増額実増数(保険金区分増額件数(会員) - 保険金区分減額件数(会員)) \right) / R4年12月末の会員数 \times 100 = A$$

- ④会員加入率が90%以上の支部に対する助成については、
- (1) 会員数30以上の場合 … 50万円
 - (2) 会員数30未満の場合 … 40万円
- ただし、会員数10以上30未満の支部で会員加入率100%の場合は50万円とします。

なお、毎年1月～12月の当該支部の掛金収納額の10%が当年の当該支部の一般助成金額を下回るときは、当該支部に特段の事情があると当団が認める場合を除いて令和8年6月分から5万円を削減して支払います。さらに、特別助成を受ける支部が新たに一般助成を受ける場合は、特別助成を受けた年度の翌年度から要件を満たしていれば一般助成を行うこととします。

- ⑤令和4年12月末日を基準として、協会の会員加入率が40%に満たない協会(注1)傘下の支部(実質的に支部がない協会(注2)にあっては、県庁がある政令指定都市に所在する会員の総数を一支部の会員数とみなす)にあっては、当年12月末日現在の当該支部の会員加入率が30%以上増加し、かつ、当該支部の会員加入率が50%以上となった場合には、1支部につき30万円を助成します。ただし、当年12月末日現在の当該支部の会員加入率が90%以上となった場合には、会員加入率90%以上を対象とした助成のみとします。また、上記以外に令和4年12月末日現在で会員加入率が40%未満であって、会員数が概ね50以上の支部(注3)についても、同様に取り扱うものとします。

(注1) 北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、福岡の14協会

(注2) 愛知、広島の2協会

(注3) 仙台、宇都宮、新潟、金沢、武生、長野、伊那、飯田、大津、湖南、東近江、甲賀(49)、京都、奈良、五條、浜田、大分、中津の18支部

・協会が、i-Construction 又は働き方改革推進のための講習会・研修会を開催する場合は、その開催に要する費用を助成することとし、上表の一般助成金額と別枠で10万円を限度とします。(申請の段階で当該年度に講習会等が計画されている場合には、当該年度の助成金に上乗せして支払います。)

・協会が、別途定める担い手確保・育成情報発信事業を実施する場合は、その実施に要する費用を助成することとし、上表の一般助成金額と別枠で10万円を限度とします。(申請の段階で当該年度に担い手確保・育成情報発信事業の実施が計画されている場合には、当該年度の助成金に上乗せして支払います。)